



島根県報

令和5年6月2日（金）

第 4 1 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定施業要件の変更	（森 林 整 備 課）	2
建築基準法の規定による道路の位置の指定	（建 築 住 宅 課）	2

【公 告】

令和5年度登録販売者試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	3
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	4

【特定調達公告】

地図情報管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札 の落札者等	（警 察 本 部）	4
--	-----------	---

告 示

島根県告示第388号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林計画整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第389号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

令和5年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 道路の位置
仁多郡奥出雲町横田1171-1の一部、1171-2の一部、1173-10の一部、1173-11の一部
 - 2 道路の幅員
6.00メートル
-

3 道路の延長

53.75メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、アルミプレート、間知ブロック、道路側溝及び境界ブロックにより標示する。

5 指定の年月日及び番号

令和5年5月25日 第1号

備考

別紙図面は、雲南県土整備事務所及び奥出雲町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和5年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

令和5年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験日時

令和5年10月17日（火）午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市内

試験の実施場所は、別途知事が定め、令和5年9月29日（金）までに受験者に通知する。

3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 試験願書の請求等

- (1) 島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書きし、84円に相当する額の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。
- (2) (1)による場合のほか、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

5 提出書類

- (1) 試験願書 1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、写真票に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの 1通

6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書に貼り納めること。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができること。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

7 試験願書等の受付期間

令和5年7月10日（月）から同月24日（月）まで

なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、7月24日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 試験願書等の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

9 合格者の発表

令和5年11月28日（火）に島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課（電話0852-22-5259）にすること。

(2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年5月29日から同年9月30日まで

3 作業地域

松江市美保関町七類地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年6月2日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 件名及び数量

地図情報管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和5年4月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

42,160,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年3月24日